

大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく事業者の顕彰について

— 令和2年度 おおさかストップ温暖化賞（事業者部門公募型） —

1 趣 旨

- (1) 「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関し、他の模範となる特に優れた取組みをした事業者又は事業所（以下「事業者等」という。）を表彰します。
- (2) 取組内容を大阪府のホームページ等で広く公表することにより、大阪府内事業者等の意欲を高めるとともに、対策の一層の普及促進を図ります。

2 賞の名称及び種類

- (1) 賞の名称は、「おおさかストップ温暖化賞」とします。
- (2) 最も優れた取組みを実施した事業者等には、大阪府知事賞が授与されます。
 その他優れた取組みを実施した事業者等には、優秀賞が授与されます。
 審査の結果、審査基準の、①先進性、②効率性、③有効性、のいずれかにおいて、特筆すべき取組みを実施している事業者等について該当者がある場合「特別賞」が授与されることがあります。

知事賞：1事業者等
 優秀賞：3事業者等程度

3. 過去の選考実績

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
大阪府知事賞	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
優秀賞	3 件	6 件	6 件	6 件	4 件	4 件

(※令和元年度応募なし)

(参考：特別賞)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特別賞	3 件	5 件	3 件	1 件	1 件

※平成 25 年度～平成 27 年度は、応募部門に節電部門を設け、特別賞として節電賞を授与

※平成 30 年度 0 件

【大阪府温暖化の防止等に関する条例】抜粋

(顕彰の実施)

第三十七条 知事は、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化又は建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとする。